

運転記録証明書交付手数料助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、自動車安全運転センター千葉県事務所（以下「対象機関」という。）において、運転記録証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた場合、交付費用を助成することとし、事業者が運転者の事故歴等を把握することによる適切な配置や教育等安全管理の一端として活用し、交通事故防止及び交通違反減少等に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、当該年度4月1日から3月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する運転者とする。

(助成金額及び助成上限人数)

第4条 助成金額は、令和7年4月1日から9月30日までに証明書の交付を受けた場合、1名当たり670円、10月1日からは1名当たり800円とする。

助成上限人数は一事業者当たり、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数×1.2名(端数切上げ)までとし、上限100名とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、対象機関に提出する書類に、千ト協が発行する「運転記録証明依頼書」を添付し申請するものとする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で予告なく終了する。

(助成金の交付)

第6条 千ト協は、対象機関から交付申請者の報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 千ト協は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、これまでに発出された助成金に関する要綱・通知等は、平成28年3月31日をもって廃止する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年10月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和7年4月1日より実施する。